

北海道農業経営基盤強化促進基本方針（素案）についての意見募集結果

令和3年3月26日

北海道農業経営基盤強化促進基本方針（素案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、1人から、延べ1件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>農地の集約化についての記述とともに、多様な農業についての記述もあったが、そのためにも市町村ごとに設けられている最小営農面積の規制を緩和することを加えてもらいたい。耕作放棄地の増加は農業経営が成り立ちにくい場所から今後も増え続けていくと考えられる。一方で定年帰農や、半農半Xのように面積が小さくとも農に関わりたい人の需要もたしかにある。コロナ禍では一層その需要も高まるかもしれない。（余市町）</p>	<p>農地の下限面積要件については、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画による利用権の設定等による場合は、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積が適用されないことになっています。</p> <p>また、定年帰農や半農半Xなどの面積の小さくとも農業に関わりたい人への需要に対しては、基本方針の第1の2の（6）多様な農業経営の育成・確保において、経営規模の拡大だけでなく、多様な取組を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を図ることとしています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先

農政部農業経営局農業経営課（利用集積係）

電話（011）204-5386 [直通]